# 漢代の家族形態と經濟變動

稲葉一郎

はじめに
一　豫備的考察
二　漢代家族形態の史的分析
三　家族形態變化の歴史的背景
四　複合家族の生活様式
結びにかえて

## はじめに

周知のように、家族は國家・社會の最も基礎的な構成單位であり、夫婦をその最小のものとして、さまざまな姿を呈しているが、その在り方はその國の社會の性格を特徴づけるものとなっている。しかしながら、家族そのものは個々の生きた人間の集まりである以上、一定の周期を以て成長と衰退、膨張と解體をくり返す一方、その生活様式は國家の政策、社會の風潮、或いは經濟或いは文化の影響を受けて變化し易いものであることも今や常識となっている。家族をこのような可變的・流動的なものとしてとらえるならば、歴史的現實的な存在である家族を一定不變の相において靜態的に論ずることの不充分さは理解されねばならないであろう。家族を靜態的に論ずることは、その生態を幅廣く體系的に把握できると

いう利點はもちながらも、非現實的な姿を追究するという結果に陥らざるをえないからである。

我國では戰前、とくに昭和の初めから、農村を中心とする家族の研究が盛んであり、そのような風潮を受けてか、中國の家族に關する研究も早くから進められてきた。そして古いところでは、比較的信憑性の高い文獻資料の存在する漢代の家族が好んで研究の對象に選ばれ、昭和十年前後から卓れた研究が發表され蓄積されて今日に及んでいる。[1] しかしそれらの研究は、一部の研究を除けば、概して家族の靜態的な姿の考察に終り、家族を動態的にとらえようとする姿勢に乏しかったように思われる。

動態的分析の立場に關しては、かつて鈴木榮太郎氏が提起したように、[2] 個々の家族の成長・衰退の周期性と年々の社會經濟的條件との關わりで家族の盛衰を論ずる微視的動態論と一般的長期的な社會經濟狀況の推移の中で家族の變貌を考察する巨視的動態論の立場がありうるように思われる。動態的分析の方法としては兩者を併用すれば十全であるが、生憎、古代中國、とくに漢代に關しては微視的動態分析に耐える資料に乏しいので、いささか大ざっぱになるが、ここでは巨視的動態論の立場をとらざるをえない。

ところで牧野巽氏の中國家族の研究は、師の戸田貞三氏の家族形態論を繼承し、中國においても基本的な家族形態が小家族であることを論證した古典的業績として高い評價を受けている。しかしながら氏の家族形態論が『支那家族研究』としてまとめられた時點において、氏の研究には經濟的側面へのアプローチに缺けるとする批判が仁井田陞氏から加えられた。[3] 牧野氏はこの批判に對する回答として、先ず昭和二五年に「中國の古代家族は經濟的自給自足體に非ず」[4]を、次いで二八年には「中國古代貨幣經濟の衰退過程」[5]を發表され、この二本の論文において、中國古代の貨幣經濟は戰國から秦・漢初まで隆盛を誇ったのに對し、武帝以後、衰退して、後漢に至ると次第に自然經濟へと移行した、と主張されたのである。

この二本の名篇は牧野氏の中國古代家族形態論の背景をなす貨幣經濟觀を示したものであり、その主張は學界に大きな影響を與えている。しかしながら、この二本の名篇が中國古代家族形態論の補完的論文として書かれたという經緯に注目して、家族形態論と貨幣經濟觀とを對應させようとすると、そこに一つの疑問が生じてくる。それは貨幣經濟の推移にこのような大きな變動を想定するのであれば、家族形態にも何らかの影響を想定しないでよいのだろうか、という素朴な疑問である。貨幣經濟の隆盛期にはそれに照應した家族形態があり、その衰退期にはそれに對應した家族形態があったのではないか。かりに全ての家族が同じ形態をとることはなかったにしても、それぞれの時期の特徴的な現象として經濟狀況に對應した家族形態をとるものがあったのではないか。この假設の疑問に貧しいながら一つの見通しを與えること、それが小論の一つの課題である。

この牧野氏の中國家族形態論が提出されて後、古代中國、とくに漢代の家族形態をめぐって宇都宮清吉氏と守屋美都雄氏の間で激しい論爭がくり展げられたことは周知の事實である。宇都宮氏は漢代の家族を三族制家族とされるのに對して、守屋氏は一時、三族制說をとっておられたが、後、一轉して牧野氏の主張を繼承して小家族論を展開し、宇都宮說の論據を逐一批判された。この論爭はほぼ終末に近づいた時點で守屋氏が急逝されたために十全な意味での結着はついていないが、今日では、その後、中國でこの問題に關連する新しい資料なども出土して、別の側面から接近することが可能になっている。小稿のもう一つの課題はこの閉塞狀態にある論爭に一つの出口を見出すことである。

なお、ここでいう經濟變動は、近代經濟學における經濟變動の意味では勿論なく、武帝期を境に生じた貨幣經濟を中心とする一般的な經濟的變化を指していうものとする。

本稿は別に發表する「戰國秦の家族と貨幣經濟」(6)の姉妹篇である。併せて參照いただければ幸いである。

## 一　豫備的考察

さて、漢代の家族形態に關して、宇都宮清吉氏と守屋美都雄氏の間で論爭がくり展げられたことはまだ記憶に新しい。この論爭について、宇都宮氏は「漢代豪族論」[7]を、守屋氏は「漢代の家族――その學說史的展望――」[8]を著わして、それぞれ自說を回顧し論點を整理しておられ、それぞれの主張はこの兩論文に要約されているのだが、行論の便宜上、兩氏の主張を一言でまとめると以下のようになろうか。宇都宮氏は漢代の家族を理想態としてとらえ、父母、妻子、兄弟（同產）から成る、いわゆる三族制家族こそ、漢代の典型的な家族の姿であり、漢代の文獻に屢ば記錄される五口、六口の家がそのような構成をもつものであるとされる。この家族像には後漢豪族における家族の姿が投影されているといってよいであろう。これに對して守屋氏は、牧野巽氏が統計的分析の結果、漢代の家族がほぼ五人から成る小家族であったことを指摘する[9]一方で、宇都宮氏の、僅か五、六口の家の構成に典型的家族としての三族制家族を當てはめることの非現實性を批判された[10]のを承け、主として實證面から宇都宮說を批判し、漢代の家族が三族制家族ではなく、夫妻子型の小（單）家族であることを主張された。但し、守屋氏は漢代の家族を小（單）家族として主張される一方で、後に見るように、家族形態にも漢然とではあるが時代的な變化がありうることを示唆されたが、守屋氏の主張を牧野說から岐つ特色はこの點にあるといえよう。

宇都宮氏はその後も三族制家族說を守り、その補強につとめておられるが、守屋氏が急逝された後、牧野氏も亡くなられたため、この論爭は一應、未決着のまま終熄したかの感がある。

ところで我々はこの論爭を一體どのように受けとめるべきであろうか。とくに家族形態論に關してどのような立場を採るべきであろうか。守屋氏は前記「漢代の家族」の末尾で同居家族の構造論から一步踏み出すべきことを指摘されている

が、今後は家族の形態を論ずるにしても、別の觀點を導入して論ずる必要があるように思われる。ここではこれまでの議論の方法について檢討することにしよう。

さて上述の宇都宮氏と守屋氏の論爭點は單純化していえば、いわゆる五口の家の中に父・子・孫という三世代の姿を見るか、父・子の姿を見るかにあったといえよう。文帝・景帝時代の官僚、鼂錯が當時の一般的な家族の姿として五口の家を說いたことや前漢末の信憑性の高い戶口統計が一戶當り平均五人という家族數を示していることからすると、漢代を通して一戶當りの口數はほぼ五人であったとせざるをえないであろう。

では一戶當り五口という家族數はどのような意味をもつものなのだろうか。宇都宮氏が試みられたように、この五人の中に常に父・子・孫の三世代を含ませることは、牧野氏が指摘されたように或いは非現實的であるかもしれない。しかし、だからといってそのような口數の家々から成る社會を小（單）家族の社會だと單純に言いきることもできないのである。そのことは中根千枝氏が『家族の構造』（一九～二二頁）において、世界の、そして異った時代の平均（戶）口數が、統計から見るかぎり、一戶當り五人前後であることを指摘されていることからも明らかである。指摘された事實の中には、中國を首め、いわゆる大家族社會として有名なインドやバルカン半島の大家族社會も含まれているのである。それはこれらの社會が、それぞれ特徵的な大家族を含みつつも、全體としての統計的數字では一戶當り五人前後の家族から成っていることを示している。

このように見てくると、統計的數字からそれぞれの社會について大家族制か小家族制かを論ずるのは無意味なことになる。

幸い我々は今日、新たな出土資料を參考にして、漢代の家族について、より豐かなイメージを描くことができるようになっている。とくに江陵鳳凰山文書は漢初の一地方の家族形態を具體的に示すものとして貴重である。ここでは渡邊信一郎氏の研究によっていま少し具體的な漢代社會の姿を見ることにしよう。渡邊氏は「古代中國における小農民經營の形成

――古代國家形成論の前進のために――」[11]において主として鳳凰山文書を用いて漢初の江陵の一聚落の社會構造を分析し、その結果、漢初から社會に大家・中家・貧家の三階層が存在し、これらの階層區分が動産・不動産を含めた家産の、錢換算による財産評價額（訾）を基礎にして立てられており、家産十金、田一頃の資産をもつものを中家、それ以上を大家・富家とし、それに對して一家四人から六人、耕地面積數十畝、資産數萬錢のものは貧家とされ、しかも貧家が壓倒的に多かったことを明らかにしておられる。これによれば、資産の額にもよるが、一家五口というのは決して裕かな階層に屬するものではなく、貧しい家であったことになる。從って前漢末の統計の數字が示すところによれば、漢代の社會には貧家が壓倒的に多かったということになろうか。

ではこの廣汎な底邊を形成する一家五口の家族は當時の社會の性格を占う指標になりうるのだろうか。否である。かりにもう少し異なった範圍・地域から抽出された家族像であっても、殘念ながら指標にはなりえないのである。再び中根千枝氏によると、當該社會の理想とする家族形態を實現できるのは經濟的條件などをそなえた富裕な家であり、貧しい家は經濟的條件などの制約から當該社會の理想とする家族形態をとりえないのであるという。[12]廣汎な底邊を形成しているのであれば、五口の家こそ普遍的で基本的な家族形態であるといえなくもないが、しかしここからは當該社會の特質を導き出すことはできないのである。

このように見てくると、漢代社會の特質を明らかにするためにはやはり何よりも理想の家族形態を追求しうる中家・大家を見なければならないことになる。ここでは一應、大家・中家を家族像の一つの指標として考察し、貧家にも論及することで、より幅廣い歴史像に迫ることにしよう。

## 二　漢代家族形態の史的分析

漢代の家族に關する豫備的考察は以上にとどめて、初めに掲げた課題の檢討に入ることにしよう。

さて、漢代の家族形態は、牧野巽氏以下の諸家が説かれるように、兩漢四百年、同じ傾向を保っていたのだろうか。このことを検討するために、ここでは同居家族に關する資料（事例）を中心に、家族形態に觸れた記錄を選び、年代順に配列してみよう。

① 陳丞相平なる者、……少き時、家貧なるも讀書を好む。田三十畝ありて獨り兄の伯と居る。伯は常に田を耕し、平を縱して游學せしむ。……其の嫂、平の、家の生産を視ざるを嫉みて曰く、「亦た糠覈を食うのみ。叔あること此の如くんば有るなきに如かず」と。伯、之を聞き其の婦を逐いて之を棄つ。……（陳涉起る……）

（『史記』卷五六、陳丞相世家）

② 太子（孝惠帝）、皇帝の位に卽き、……又曰く、「吏は民を治むる所以なり。能く其の治を盡せば則ち民、之に賴る。故に其の祿を重くするは民の爲めにする所以なり。今、吏の六百石以上の父母妻子と同居（兄弟）、及び故（もと）の吏の嘗て將軍・都尉の印を佩び、及び二千石の官印を佩びし者は、家ごとに唯だ軍賦を給し、他は與る所あるなし」と。

（『漢書』卷二、惠帝紀）

③ 陸賈は楚人なり。……孝惠帝の時、呂太后、事を用い、諸呂を王たらしめんと欲するも、大臣の口ある者を畏る。陸生自ら之と爭う能わざるを度り、迺ち病もて免じ家居す。好時の田地の善きを以て、可（もっ）て以てここに家す。五男あれば、迺ち越に使して得し所の橐中裝を出して千金に賣り、其の子に分つ。子ごとに二百金なれば、生産を爲さしむ。陸生、常に安車駟馬にて歌舞・鼓・琴・瑟もて侍る者十人を從え寶劍の直百金なるものもて、其の子らに謂いて曰く、「汝と約さん。汝を過れば、汝、吾が人・馬に酒食を給し欲を極めしめよ。十日にして更らん。死する所の家は寶劍・車・騎・侍從者を得ん。一歲中、往來し他を過りて客たらば、率ね再三過に過ぎざらん。數ば見れば鮮ならず。久しく公を愚しむるを爲すなし」と。

（『史記』卷九七、陸賈傳）

④ 張廷尉釋之なる者、……兄の仲ありて同居す。訾を以て騎郎となり孝文帝に事うるも、十歲、調せらるるを得ず、

名を知らるる所なし。釋之曰く、「久しく官かえ仲の產を減じて遂げず。自ら免歸せんと欲す」と。

（『史記』卷一〇二、張釋之傳）

⑤ 當今の世、分別して財を爭い、親戚兄弟怨を構え、骨肉相い賊なうを周公の義と曰う。……貨賂を行い勢門に趣き、私を立て公を廢し、比周して容を取るを孔子の術と曰う。（景帝・武帝初期）（『淮南子』卷二〇、泰族訓）

⑥ 孝景帝の季年、萬石君（石奮）上大夫の祿を以て家（戚里）に歸老す。……（武帝）建元二年、……乃ち長子の建を以て郎中令となし、少子の慶を內史となす。建老いて白首なるも、萬石君なお恙なし。建、郎中令たりて、五日毎に洗沐もて歸り親に謁し、子の舍に入るや竊かに侍者に問ね、親の中帬廁腧を取りて身自ら浣滌し、復た侍者に與え、敢て萬石君をして知らしめず、以て常となす。……萬石君、陵里（茂陵）に徙居す。內史の慶、醉いて歸り、外門を入るに車を下りず。萬石君之を聞きて食わず。慶、恐れ肉袒して罪を請うも許さず。擧宗及び兄の建も肉袒す。……

（『史記』卷一〇三、萬石君傳）

⑦ 韓延壽……入りて左馮翊に守たり。……行縣して高陵に至るや、民に昆弟の相い與に田を訟（あらそ）い自ら言うものあり。延壽、大いに之を傷みて曰く、……（中略）……。ここにおいて訟う者の宗族、傳えて相い責讓すれば、此の兩昆弟深く自ら悔い、皆な髡し肉袒して謝し、田を以て相い移し、死に終るまで敢て復た爭わざらんことを願う。……延壽の恩信、二十四縣に周徧（あまね）く、復た以て辭訟し自ら言う者なし。（宣帝期）（『漢書』卷七六、韓延壽傳）

⑧ 田眞兄弟三人、家巨富あるも殊に睦せず。忽かに共に財を分たんことを議す。金銀珍物は各々斛を以て量り、田業生貲も平均すること一の如し。唯だ堂前の一株の紫荊樹の、花葉美にして茂れるあれば、共に議して破（き）かんと欲し、三人の爲めに各々一分せんとす。……（中略）……兄弟相い感じ、更めて財產を合せ、遂に純孝の門を成す。眞は漢の成帝の時を以て太中大夫となる。

（『太平御覽』卷四二一、人事部六二所引「續齊諧記」）

⑨ 樊重……世々農稼を善くし貨殖を好む。重、性溫厚にして法度あれば、三世、財を共にし、子孫の朝夕の禮敬は常

に公家の若し。其の産業を營理するや、物、棄つる所なし。童隷を課役するに各々其の宜しきを得。故に能く上下力を勠せて、財利、歳毎に倍し、乃ち田土を開廣すること三百餘頃なるに至る。其の起つる所の廬舍には皆な重堂高閣あり、陂渠灌注す。又池魚牧畜ありて、求むるあれば必ず給す。……貲巨萬に至り、宗族に賑贍し、恩は鄉閭に加う。外孫の何氏兄弟、財を爭うや、重、之を恥じ、田二頃を以て其の忿訟を解けば、縣中稱美し推して三老となす。（元帝・成帝・哀帝期）

（『後漢書』卷三二、樊宏傳）

⑩ 魏霸……世々禮義あり。霸少くして親を喪い、兄弟同居す。州里其の雍和を慕う。（章帝）建初中、孝廉に擧げら る。……

（『後漢書』卷二五、魏霸傳）

⑪ 李充……家貧ければ兄弟六人、食を同にし衣を遞う。[13] 妻竊かに充に謂いて曰く、「今、貧居すること此の如くんば以て久しく安んじ難し。妾に私財あれば、願くは分異せんことを思え」と。充、僞り之に酬いて曰く、「如し別居せんと欲すれば、當に醞酒もて具會すべし。請うらくは鄉里の內外を呼び共に其の事を議せん」と。婦、充に從いて置酒し客に讌す。充、坐中より前み跪き母に白げて曰く、「此の婦、無狀にして充をして母・兄と離閒せしめんとす。罪、合に遣斥すべし」と。便ち其の婦を呵叱し逐いて門を出でしむれば、婦、銜涕して去る。坐中驚肅たり。因て遂に罷散す。……後、和帝、公事もて徵するも行かず。

（『後漢書』卷八一、獨行傳）

⑫ 繆肜……少くして孤たり。兄弟四人、皆な財業を同じくす。各々妻を娶るに及び、諸婦遂に分異せんことを求む。又數ば鬬爭の言あり。肜深く憤歎を懷き、乃ち戶を掩し自らを撾きて曰く、「繆肜、汝、身を脩め行を謹しみ、聖人の法を學び、將に以て風俗を齊整せんとするに、奈何ぞ其の家を正す能わざるや」と。弟及び諸婦之を聞き悉く叩頭して謝罪す。遂に更めて親睦の行を爲す。……安帝初……。

（『後漢書』卷八一、獨行傳）

⑬ 崔瑗……早く孤となり、銳志學を好み、盡く能く其の父の業を傳う。……家貧にして兄弟同居すること數十年なれば、鄉邑之に化す。（安帝期）

（『後漢書』卷五二、崔駰傳）

⑭ 姜肱……家世々名族たり。肱、二弟仲海・季江と俱に孝行を以て著聞す。其の友愛は天至にて常に臥起を共にす。各々妻を娶るに及び、兄弟相い戀い別れ寢ること能わず。係嗣の當に立つべきを以て乃ち遞も往きて室に就く。……後、徐穉と俱に徵せらるるも至らず。桓帝乃ち彭城に下して畫工をして其の形狀を圖かしむ。

（『後漢書』卷五三、姜肱傳）

⑮ 蔡邕……邕、性篤孝なり。母、常て滯病すること三年、邕自ら寒暑の節變ずるにあらざれば、未だ嘗て襟帶を解かず、寢寐せざること七旬なりき。母卒して冢側に廬し、動靜も禮を以てす。……叔父・從弟と同居し、三世、財を分たざれば、鄉黨、其の義を高しとす。……桓帝の時……。

（『後漢書』卷六〇下、蔡邕傳）

⑯ 仇福、字は仲淵なり。累世同居すれば、州里、慈孝を稱述す。

（『隸釋』卷一、成陽靈臺碑陰、建寧五年五月造）

⑰ 汝南の戴幼起、三年の服竟り、財を讓りて兄に與う。……（中略）……凡そ同居するは上なり。有無を通ずるは次なり。讓るは其の下のみ。況んや幼起の若きは仍お斯れ貴ぶに足らざるなり。

（『風俗通義』卷四、過譽）

さて、この一七條の記述を見て、先ず注目される點は、事例⑦以前と以後の同居の評價が異なることである。事例①から⑥までは同居に關する明確な價値判斷が加えられていないのに對して、⑦以後の記述は同居（同財）を善しとする點で共通している。また同じく同居という言葉も、①や④の場合はむしろ兄に養育されたという程の意味で用いられているのに對して、⑦以後はいわば對等の關係に立った共同生活、それも數十年から三世代に及ぶ共同生活の意味で用いられている。そしてこれら資料全體を通じて窺えることは、前者が家族の分散的傾向を印象づけるのに對して、後者が集中的傾向を示すことであろう。

このように武帝期を境にして、家族形態に變化が窺えるという事實は何を意味するのであろうか。この點については既に守屋美都雄氏が、前漢から後漢に下るにつれて禮教意識が高まるとともに家族の結合は強まった、として家族形態の變

化を示唆されている。[14] そこでそれぞれの時代の家族形態をもう少し明確化するために、それぞれの時代について時代性を示すと考えられる資料を二、三取り上げて吟味することにしよう。

先ず武帝期以前の家族形態に關する代表的な事例を二つ擧げるならば、陸賈と石奮の例であろう。陸賈（事例③）については別稿でも觸れるので、[15] ここでは簡單に要點のみを述べると、陸賈は隱居して後、五人の子息に資產を均分し、それぞれ一定の距離をもった別々の住居に生活させ、自らは養生田を保有して自給する一方で、四頭立ての安車に乘り、寶劍や伎女など娛樂裝置一式を攜えて子息の家を十日ずつ順次に泊り歩いたという。ここでは父の家計と五人の子息それぞれの家計が分けられていたことは說明の必要もないほど明白である。

石奮（事例⑥）については、彼は太子太傅にまで登ったが、彼の四人の子息、建、甲、乙、慶もそれぞれ二千石となったので、萬石君と呼ばれた。奮は禮儀正しく、宮門の闕を通る毎に必ず車を下り、路馬を見るたびに必ず式したという。初め長安の戚里に住んだが、長子の建も子舍を構え、五日に一度、休暇で歸省すると、必ず父に拜謁し、侍者を措いて自ら私かに父親の下着類を洗濯した。後、奮は茂陵邑の陵里に住居を移したが、ある時、第四子、內史の慶が醉って車に乘ったまま（里の）外門を入ったために奮の怒りをかい、一族全員の謝罪では足りず、兄の建までが肉袒して謝罪したという。

この記事は一般には石奮が子息たちと同居していたことを示すものと理解されている。[16] しかし石奮の世話は侍者がしていたらしいこと、石建が休暇の度に子舍に歸り、こっそり父の衣類を洗濯していたことなどから見ると、父と子は別居し、家計も分けられていた可能性さえある。

武帝期以前の、中家以上の家族の生活內容は陸賈の例と石奮のそれとを重ね合せれば、大凡その傾向を窺いうるのではないだろうか。それは、父と子が、中には同居するものもあったであろうが、それぞれ家計を異にして、或いは近鄰に或いは離れて住居を構え、小家族單位の生活を享受していた姿である。これに對して武帝以後後漢時代に關しては、趙翼以

來、族的結合の強化されたことが指摘されているが、(17) 次の三例が當時の家族の在り方を示す代表的なものとして擧げられよう。一は樊重の例、二は蔡邕の例、三は貧家に屬するが李充の例である。

樊重（事例⑨）については後に再び取り上げることになるので、大略紹介すると、彼は前漢後半期の貨幣經濟の趨勢を敏感に感じ取り、合理的な農業經營と家族を分散させない三世共財の生活樣式によって新しい事態に對應した。この積極的な對應が功を奏して樊氏は巨富を蓄え、豪族にのし上っていく、というものである。

蔡邕の例（事例⑮）については、その家族の生活內容に關する詳細は不明であるが、彼はその身につけた儒教倫理を自ら實踐し、母に仕え、叔父や從弟たちと同居して三世の閒、財產を分割、分居することがなかった、という。

これら二例は中家以上に屬する事例であるが、この時代の同居の實態を示すものとして、貧家ではあるが李充の例（事例⑪）を見ておこう。

李充の家は貧しく、兄弟六人はそれぞれ妻帶しても同居を續け、食事を共にし衣服も相互に利用し合っていた。しかし李充の妻はこの同居生活に耐えられず、妻自らの私財によって獨立（分異）しようとして李充に謀ったが、李充によって衆人の面前で非難され離別されたというものである。

以上の三例が前漢後半期から後漢時代にかけて顯著になった同居家族の代表的なものである。無論、當時の全ての家族がこのような同居形態をとって生活していたわけではない。しかしこのような複數の家族が家計を一にする同居形態が善しとされ、史乘にこの時代の特徵的な現象として傳えられていることは素直に認めなければならないであろう。

## 三　家族形態變化の歷史的背景

ところで漢武帝期を境に家族形態にこのような變化が生じたのは、一體、如何なる原因からであろうか。

先に家族形態の變化を示唆された守屋美都雄氏は、この點に關して前漢末次第に民間に浸透していった儒教倫理、氏の言葉でいえば、禮教意識に歸しておられる。守屋氏はかつて「漢代における宗族結合の一考察」[18]において「漢代宗族制上の一特色として經濟上の利害に基づく宗族結合が比較的明瞭に見られる」と主張しておられたが、後に「漢代家族の形態に關する考察」[19]では、「富める家が家族の同居によって生産の能率を高め、支出の低減を計ろうとすることが全くなかった、というのではないが、大體より言えば、大きな家族結合を促す主要な原因はやはり禮教意識にある……。そしてその意識は前漢より後漢に下るにつれて高まったらしい……。」と述べておられる。但し氏はその後發表された「漢代家族の形態に關する再考察」[20]では、「漢武の儒教尊重に伴う重農抑商政策の進展につれて、戰國時代に見られたような家族の分解を促す契機がいくらかずつ減じたものと考えられる」といい、經濟的要因についても考慮を拂われているが、やはり氏の基本的な立場は禮教意識を優先させるものであったように見える。

一體、家族形態の變化には、禮教意識と經濟的要因の雙方が相互に影響していることは間違いないであろう。しかし何れかといえば、むしろ經濟的要因の影響の方が大きかったのではないだろうか。現實の生活に對する切實な要請が家族の形態を變化させたと見るならば、禮教よりも經濟問題が優先されるであろうからである。何れが主であり從であるかの問題は一先ず措くとして、ただ惜しむらくは、守屋氏が禮教意識にしても經濟的要因にしても、抽象的にしか論及しておられないことである。ここではより具體的にそれぞれがどのように家族形態の變化に關わったのか、について考察することにしたい。

然らば、この經濟的要因は具體的にどのような形で家族形態と關わってくるのだろうか。若干概觀的になるが、先ず極く大まかに貨幣經濟の推移を迹づけておきたい。

春秋戰國時代、とくに戰國以後、貨幣經濟は發達し、武帝の初期にはその活況は頂點に達したとされている。前掲の牧野巽氏の論文の題名「中國古代家族は經濟的自給自足體に非ず」からも推測されるように、人々は交換によって容易に自

己の欲するものを取得した。また『史記』貨殖列傳に見られるように、大商人が各地に活躍し、大規模な手工業も出現した。商人は都市と農村を結びつけ、商品交換、流通を盛んにした。このような商業や工業の發達は農村社會にも影響を與えずにはいない。農家でも貨幣所得が增加する。大家（富農）や中家（中農）も商品生産を目的とした農業經營をし、貧農もその經營の影響を受ける。貧農たちは大農や中農の田地を傭耕することによって貨幣所得を獲得する。中には農業に見切りをつけて商工業へ走るものも出る。かかる貨幣經濟の盛んな社會では人々は肩を寄せ合って生活する必要はなく、それぞれ外に活路を求め、よりよい生活を摸索する。宗族だけでなく、家族も分散するのが自然の姿である。このように見てくると、貨幣經濟の發達こそが小（單）家族の普及を促したということができるであろう。貨幣經濟が發達し、活況を呈すれば呈するほど、小（單）家族の析出は顯著になったと見られる。

戰國以來の貨幣經濟の活況は、秦を經て、漢武帝の初期まで維持されるが、やがて武帝の強硬な對外政策の遂行とそれを支援すべくして採用された諸經濟政策の推進によって終止符を打たれる。そしてこの政策遂行の過程で大家・中家に對する彈壓が加えられる。楊可の告緡制の推進の過程で、いわゆる酷吏らによる摘發が行われ、目ぼしい大家・中家は殆んど沒落する。

もともと告緡制そのものは資産に對する申告制の財産稅にすぎなかったが、武帝は財政再建に期待した商人たちの協力が得られなかったことから、それに對する懲罰的・報復的措置として、資産の申告を僞った者の財産を沒收すべく、虛僞の申告を密告した者には沒收財産の半分を與えることとし、楊可を責任者として摘發を厲行させた（元狩六年・元鼎三年）。[21]その結果、資産の申告を怠ったり申告を僞った者は徹底的に告發され、資産は容赦なく沒收された。

この告緡制の當初の彈壓の對象が商人であったことはいうまでもない。そして隱匿し易い動産を所有する商人が密告者に狙われたであろうことも推察に難くない。しかし告緡制の施行の結果は、そのような大商人だけでなく、不動産の所有者、とくに大土地所有者までもが告發されることになった。[22]

楊可の告緡、天下に徧ねく、中家以上は大抵皆な告に遭う。杜周、之を治するや、獄、反る者少し。……卽ち郡國の緡錢を治し民の財物を得るや億を以て計り、奴婢は千萬を以て數う。田は大縣にては數百頃、小縣にても百餘頃、宅もまたかくの如し。ここにおいて商賈、中家以上は大率ね破られ、民は偸に甘食好衣し、畜藏の產業を事とせず。

とある。この『史記』平準書の書き方では財產を沒收されたのは一見、商人だけのように受け取られがちだが、「民の財物を得るや云云」、「民は偸に甘食好衣し云云」なる表現を見るならば、沒收されたのは商人だけではなく、一般の人民、とくに中家以上の中農・大農までが田地や住居、奴婢などを沒收されたことを窺いうる。

武帝はこれまでにも、建元三年、元朔二年の二度、この後、太始元年にももう一度、計三度に亙って地方の大姓を茂陵に強制的に移住させているが、この強制移住の目的は各地の勢族の中心たる富裕な大家を引き拔くことによって族的な結合を破壞することにあった。[23] このようないわゆる「族居」を許さない姿勢はこの告緡制の施行に當っても貫かれたと見られる。[24]

されば中家以上の資產家たちは、この時、商工農を問わず、大抵告發を受けて財產を沒收され、破產・沒落していったと見ることができるであろう。

かくして戰國時代より續いた大家・中家、商人たちの多くは姿を消していったが、とくに商人たちの沒落は別の側面からいえば、貨幣經濟の推進者たちの消滅を意味した。擔い手たちを失った當然の結果として貨幣經濟は沈滯する。[25] そしてこの貨幣經濟の沈滯に拍車をかけたのが通貨の五銖錢一本化であったといえよう。[26]

周知のように、戰國時代には多種多樣な貨幣が使用されて通貨需要に對應していた。漢代に入ってからは、貨幣の鑄造に一時の曲折はあったが、文帝五年以來、四銖半兩錢が鑄造され、しかも鑄造に嚴しい統制は加えられなかったから、通貨需要を充すに足る貨幣が造られ流通した。[27] しかし武帝の五銖錢の鑄造、とくに上林三官での統一的鑄造が始まると、より大きな銅の消費（一枚當り二〇％の銅消費量の增加）で貨幣の鑄造總額は減少する。[28] 加えて銅の供給が鈍化する一方で、銅[29]

錢が國外にも流出する。[30]

このように貨幣經濟の沈滯で、貨幣の流通速度が低下したところへ、貨幣の絶對額の減少という條件が加わるならば、必然的に通貨不足が現象するであろう。そして政府はこの通貨不足に五銖錢の重量を加減することで對應したらしい。[31] しかし一旦、通貨不足が現象し、錢の重みが肌で感じられ始めると、人々は貨幣を保持・退藏し、通貨不足は悪循環をくり返して次第に深刻になり、物價低落の傾向が進行する。

このような經濟狀況の下では、算賦、口錢などの人頭税の錢納制は人々の上に重い負擔となってのしかかる。政府はこのような事態に對して、元平元年には口賦錢[32]の、五鳳三年には口錢[33]の、甘露二年[34]および建始二年[35]には算賦の減税を行ない、地節四年には專賣品目鹽の値下げ[36]を行って、人々の苦痛を緩和しようとした。しかし一般的な通貨不足による經濟不況に對しては、五銖錢の輕量化以外には有效な措置を講じなかったから[37]、人々は通貨の重みを一層強く感じ、生活防衛のために貨幣を放出しない生活樣式を摸索したであろう。そして生活の合理化と家計の共同化こそが生活防衛のあるべき道であることに思い至ったに違いない。或いはこれまで分居していた家族を集め共同で家計を營むことによって貨幣支出を抑え、或いは一定の家産をもつ者は合理的經營や自給自足化によって貨幣支出を縮少しようとした。

前漢後半期のかかる經濟狀況の中で、適切な對策を打出して生活防衛に成功し、更には大きな産を成すに至った代表的人物として我々は樊重を擧げることができる（後述）。

ところで家族形態の變化の要因として、上のような經濟狀況の展開とともに、倫理思想の上にも大きな轉換があったことを看過してはならないであろう。武帝以後、儒學が公認の學問として社會に次第に浸透していったことは周知の通りであるが、上の家族形態の變化に積極的作用を及ぼし、且つは精神的支柱を與えたと考えられるのは宣帝の地節四年の詔書である。

宣帝は前漢後期の皇帝の中ではむしろ法家寄りの政治を布いたことで知られるが、地節四年には注目すべき二つの詔書を發している。先ず春二月には詔して、

民を導くに時を以てすれば、則ち天下順う。今、百姓、衰絰の凶災に遭うことあるも、吏、繇事して葬むるを得ざらしめ、孝子の心を傷わしむ。朕、甚だ之を憐れむ。今より諸の大父母、父母の喪ある者には繇事することなく、收斂・送終し、其の子の道を盡すを得しめよ。

といい、夏五月には詔して、

父子の親、夫婦の道は天性なり。患禍ありと雖も、猶お死を蒙して之を存せんとす。誠に愛の心に結ぶは仁厚の至なり。豈、能く之に違うことあらんや。今より子、首として父母を匿し、妻、夫を匿し、孫、大父母を匿すも、皆な坐せしむるなかれ。其の父母、子を匿し、夫、妻を匿し、大父母、孫を匿すは罪、殊死なるも、皆な廷尉に上請し以聞せよ。

といい、家族の自律性を容認するに至ったのである。とくに後者の詔書の趣旨は、かの有名な『論語』子路篇の、

葉公、孔子に語って曰く、「吾が黨に躬を直くする者あり。其の父、羊を攘み而して子、之を證わす」と。孔子曰く、「吾が黨の直き者は是に異なる。父は子の爲めに隱し、子は父の爲めに隱す。直きことは其の中に在り」と。

を承けて、家族内における相互に庇い合う愛情、慈孝を法に優先させ、かつ父子孫を代および夫婦によって織り成される家族内の秩序を是認するものであった。それはこれまでの家族同士、父子・兄弟にさえ相い糾察させる法家體制から儒家的ないわゆる親親主義への轉換であり、儒教倫理に基づく生活様式の奬勵でもあったといえよう。そしてこのような政策轉換が行われたことによって、儒教の典籍、例えば『禮記』曲禮、内則や『儀禮』喪服などに規定された、いわゆる禮教に則った家族の生活様式が改めて現實的なものとして見直され、人々に受入れられることになる。

宣帝によって公認された儒教倫理の優先と儒教倫理に基づく生活様式の奬勵は、儒教を尊崇し節儉を宗とした、次の元

帝の時代には更に促進されたと見られる。

## 四　複合家族の生活様式

これまで前漢後半期より後漢時代にかけて顕著な社會現象となった、いわゆる同居家族（複合家族）出現の歴史的背景について論じてきたのであるが、ここではそのような家族の生活に關する具體的な例について考察することにしよう。

先に紹介した渡邊信一郎氏の研究では、漢初より社會には資産二・三萬錢以下の貧家、資産十萬錢前後の中家、それ以上の大家というように、大別して三つの階層が存在した、というが、この區別はこの時期についても、一應、妥當性をもっているように思われる。この章では主として大家に屬する樊氏の例を中心に、同居家族の具體的な生活内容について見ることにする。

武帝以後、經濟面では前述したような經濟不況が進行していたが、その一方では、商人や中家・大家に對する抑壓が緩和されたのに乗じて、土地の兼併が再び進行しつつあった。[38] 樊氏もこのような社會の趨勢に應じて土地所有を擴大していったようである。

樊重は南陽郡湖陽の人とされ、元・成帝期に成長した人と考えられるが、樊家は代々農業經營に努める一方で、商業活動にも從事したらしい。樊重はこのような樊家の家産と經營方針を繼承し、それを飛躍的に擴大した。彼は溫厚な性格と法度ある態度を以て三世代の家族をまとめ、家族員それぞれを材能に適した事業に從事させた。樊氏の土地には田地の外、東西十里、南北五里に及ぶ陂池（漁業）があり、更に牧場（牧畜）や山林まであったらしいが、それらの農業、漁業、牧畜、林業にはそれぞれ得意とする童隷を配して勞働させ、上下力を併せて諸事業にとり組んだという。

この樊氏の事業經營の特色としては、先ず家族を分居させず、その構成員を擴大して、土地を多角經營し、個々の事業を家族員に分擔經營させ、家産の增殖をはかったことが擧げられよう。そして事業の運營に當っては合理主義を徹底させ

た。「その産業を營理するや、物、棄つる所なし」といい、「また池魚、牧畜も、求むるあれば必ず給す」といい、徹底的に無駄を省き、家族の生活に必要な品物は樊氏の土地の中で生産・供給できる體制を作り上げたのである。この自給自足體制については周知の逸話が傳えられている。樊重はある器物を作ろうとして、それに必要な梓と漆を植えた。人々はそれを見て嘲笑したが、月日が經ち、梓も漆もその目的を果した。そして嘲笑した人たちは、後日、その器物の恩惠を蒙ったという。

樊氏の事業經營のもう一つの特色は、自給自足體制によって必需品を自給する一方で、餘剰生産物を賣出して貨産を增殖したことである。樊氏の「貨殖を好む」という性質からして、自給自足に滿足せず積極的に商業活動にも從事したものと思われる。「財利、歳毎に倍す」というのはそのような商業活動の結果であろう。貨殖の總事業收益は毎年倍增し、その利益の一部をば改めて土地に投下して「田土を開廣すること三百餘頃に至った」という。

このような農業經營は、後漢中期の洛陽周邊の豪族の農業經營をモデルにして書かれたとされる崔寔の『四民月令』にも共通するものがあるように思われる。[39]『四民月令』では自給自足的な農業經營について個々の仕事を事こまかく記述するが、その一方では貨幣の支出を極力抑えた取引きにも觸れている。そこでは先ず品物を賣出（糶）して別の品物を買入（糴）れるという取引き方法が採られているが、[40]樊氏の場合もそのような方法を採っていたのではあるまいか。また樊氏の「貨殖を好む」という記述を布衍すれば、『四民月令』のように、季節的な價格の變動を利用した投機的な取引きを營んでいたことも十分考えられよう。

要するに樊重は貨幣經濟の行き詰りを睨みつつ、家族をまとめて家計を共同化し、必需品の自給化と合理的經營をはかることによって家産を擴大・增殖していったのである。樊氏の場合、この家族をまとめ律するものが儒教倫理であり禮教であったといえよう。

樊重の溫厚な性格と法度ある態度は家長として多くの家族員を統率するに適わしいものであったであろうが、それに加

えて先の逸話にも窺われるように、彼には時勢を見極める先見性があったといえよう。それは農業經營の面だけではなく、家庭生活にも發揮されたと考えられる。彼は合理的で經濟的な生活様式を儒教典籍の説く生活規範の中に見出したのである。「三世、財を共にし、子孫の朝夕の禮敬は常に公家の若し」というのは、そのような儒教の規定に則った生活様式が樊家で行われていたことを物語る。恐らく家族員は大門内の幾棟かの住居にそれぞれ室を分って居住し、法度ある家父の下、「父母の在すときは、敢てその身を有せず、敢てその財を私せず」(41)(『禮記』坊記)、「昆弟は異居して同財し、餘あらば之を宗に歸し、足らざれば之を宗に資る」(42)(『儀禮』喪服)というような關係の上に、父・子・孫、兄弟、男女閒の、それぞれ禮の規定に則った家庭生活が營まれていたものと思われる。或いは『四民月令』に見られるような、整然たる歳時記が編まれ、それに則って家事萬般が運營されていたのかもしれない。

とまれ、樊家ではこのようにして家族の共同生活は共同經營ともなり、貨幣の支出を最少限に抑えた合理的な生活様式が編み出されたのである。(43)

樊氏の場合は、經濟不況下の生活防衛に成功した代表的な例であるが、この時代には多かれ少かれこれと類似の努力が人々によって試みられたように思われる。そしてこのような父子・兄弟・子孫が肩を寄せ合って助け合う生活様式こそは儒教倫理の實踐の恰好の場でもあったのである。

なお、前漢後期の農民の生活を具體的に示す資料として居延漢簡がある。周知のように居延という一邊境の特殊な地域の記錄であり、上の歴史敍述とは多少性格を異にする資料であるが、この時期の貧家の家族像を具體的に示すものがあるので、參考までに見ておこう。

居延漢簡に一般に見られる家族像は夫妻子型とされる小(單)家族であるが、(44)中には幾組かの複合家族が見られる。そうした複合家族の一つが、かつて永田英正氏の紹介された(45)徐宗の家族である。いわゆる徐宗簡には、

三墠際長　居延西道里公乘　徐宗　年五十

妻　　宅一區　直三千
子男　一人　　田五十畝直五千
男同產二人　　用牛二　直五千
女同產二人

とある。家族構成は妻子各一人と同產四人、計七人家族であるが、資產は總額一萬三千錢で、先の分類では貧家に該當する。この家は耕牛二頭を所有していることと、戶主が公乘・隊長の身分であることからすると、貧家でも上位にランクづけされうるものであろうが、しかし田地は僅か五十畝であるから、もし戶主が隊長として政府から錢（月奉六百錢）[46]や穀の支給を受けなかったとすれば、同產四人を含めた一家の生活はかなり苦しいものになったであろう。同產四人が同居しているのは、恐らく戶主の俸祿に依存しているものと考えられるが、家計支出の抑制と零細な家產の分割を避ける目的もあるであろう。耕牛二頭を所有していることでもあり、同產が他家の田地を有利な條件で耕作していたことも考えられる。[47]

この家族の記錄は、永田氏によれば宣帝時代のものであるとされており、貧家層においてもこのような同居形態をとるものがこの時期に既に現われているのは、上下、軌を一にするものということができよう。

前漢後半期にはこのようにして一方では生活防衛の場として、他方、儒教倫理の實踐の場として、同居共財の生活樣式が次第に時人の理想の家族形態として追求されるようになっていく。前漢後半期より後漢時代にかけて同居共財が理想化されて史乘に現われるのはかかる時代相を反映しているのである。

後漢時代に入ると、上述の生活樣式は、階層の如何を問わず、廣汎な層の人々によって追求されたように見える。上はいわゆる豪族と稱されるものから、中は姜肱（事例⑭）や蔡邕のような中家と目される人々によって、下は崔瑗（事例⑬）や李充のような貧家に至るまで、廣い階層の人々によって追求された。このことは同居共財の生活が後漢時代を特徵づけ

る世相にまでなっていたことを示している。しかしながら、仔細に事例を検討すると、その間の同居生活の姿には差異があるように見える。とくに貧家であった崔瑗や李充の場合、同居の理由は家が貧しかったことである。結果的には、彼らの同居生活が郷里の人々、世人の賞讃を受けるようにはなったが、同居そのものの理由は、禮教よりも生活の困窮にあった。家が貧しければこそ、彼ら兄弟は家計を一にして、衣食に要する費用を節約したのである。ただし家計を共同化し生活を合理化するという目的は大家の共同生活でも貧家のそれでも同じであったといえよう。このように家計を共同化して同居生活をするところにこの時代の生活様式の特色があるのである。ここで忘れてならないのは、彼らがこのような生活様式をとるようになった背景に前漢末期よりも一層深刻化した通貨事情があったことである。次の史料は少し時代が降り、蜀という特殊な地域の記録であるが、當時の狀況を知る上で參考になろう。

孝桓帝の時、河南の李盛仲和、(巴)郡守となりて財を貪り賦を重くす。國人之を刺りて曰く、狗の吠ゆるや何ぞ喧喧たる。吏の來りて門に在るあり。衣を披かせ門に出でて應ずるに、府記もて錢を得んと欲すと。語窮し乞いて期たんことを請うに、吏怒り反って尤めらる。歩を旋して家中を顧るに、家中、爲すべきなし。往きて鄰より貸らんと思えども、鄰人、已に匱しと言う。錢、錢、何ぞ得難き、我をして獨り憔悴せしむ、と。　(『華陽國志』巻一、巴郡)

と。河南からやって來た李郡守は、この地で一財産を作ろうとしたのであろう。誅求を試みたが、しかし蜀でも貨幣不足は既に深刻であった。人々は役人から賦錢の納付を求められても、家中に錢はなく、近鄰から借りることさえできなかったのである。この逸話は、程度の差はあれ、當時の人々が貨幣不足に苦しんでいたことを雄辯に物語っている。

このような經濟狀況の下、貨幣收入の道が狹められれば、生活を維持するために、支出を可能な限り切りつめる努力が求められよう。崔瑗や李充らが肩を寄せ合い同居生活に入らざるを得なかったのは正にこのような狀況があったからである。事情は家産を維持しようとする中家以上の家々でも同樣であったといえよう。

このような同居生活が廣汎な層の人々によって追求された背景については、一方において前漢の元帝以後、儒教教育が

普及し、王莽時代を経て後漢時代に入ると、生活萬般が儒教主義に塗りつぶされ、儒教倫理にかなった生活態度が稱揚されるようになったという事情も無視できないであろう。そして史乘は何れかといえば、この方面からの評價を記錄していることは見られる通りである。「前漢から後漢に下るにつれて高まった禮教意識」が同居生活の精神的な支えになっていたことはいうまでもないが、しかし現實にはむしろ經濟的な理由・目的に基づくものであったことは否定しえないように思われる。

なお、このように論述してくると、前漢末期より後漢時代にかけて、世は複合家族・同居共財一色に塗りつぶされたかのような印象を與えるかもしれない。しかし現實には複合家族の形態をとる家は全體から見ると、それほど多くはなかった、と見るのが妥當である。李充の場合にしても妻は彼に別居をはかったし、繆肜の家でも諸婦は分異を求めて爭ったという事實からも明らかなように、同居生活には爭いがつきものであった。そしてそのような生活よりも分居する方が精神衞生上、家族員相互のためにも便宜であったに違いない。かの唐の張公藝が高宗皇帝に九代同居の祕訣を問ねられて百餘の忍の字を書いて示したように、(48) 同居生活を續けるには家族員相互の間に忍耐する姿勢がなければならなかった。このような事情から、經濟的に有利であり儒教倫理の理想であったにもかかわらず、同居共財は一般に永續せず、多くの家は父の死後、分裂するのが普通であった。そして別居分財が人情であればこそ、それに耐えて同居共財を何十年・幾世代にも亙って維持する家や人が世人の稱讃を受けたのである。

## 結びにかえて

以上、二・三・四の三章に亙って縷述したように、前漢武帝期を境にして貨幣經濟は大きく變貌し、その影響は社會の基礎單位である家族にも及ぶことになった。貨幣經濟の隆盛期に見られた家族の分散・分居する傾向は改まり、聚居する傾向が現われ、數世代に及ぶ同居家族を出現させるに至ったのである。

ところでこの時期、とくに前漢後期の社會を別の側面から觀察するならば、顯著な社會現象として流民の發生が看取される。それは蓋しかつて好況時に農業を離れ商工業に走った人々、或いはその子孫たちの一部が經濟不況によって職を失い流民化する一方、賦稅の重壓などに耐えかねて土地を手離した農民たちが流民となることも多かったからであろう。武帝以前には、洪水による流民を除けば、殆んど流民に關する記錄が見られないのに對し、昭帝・宣帝期には流民の記事や貧民に公田や苑囿を假與する記事が頻見するのも經濟變動の影響の一側面を物語るものといえよう。(49) 農村にはかつての離農者を受入れる餘地はなかったし、土地を手離した者は假作人或いは僮隸としていわゆる大家・中家たる大土地所有者の支配下に入るか、他鄕に流出するより外に道がなかったのである。そして政府はこれらの流民を安插するために、公田や苑囿を開放し種食を與えて自立をはからせる一方、物價の一般的低落傾向の中で相對的に高價となり、一般の人々を苦しめていた專賣品目鹽の價格の値下げや算賦・口錢の減免を試みたのである。

宣帝の儒教倫理、家族道德を尊重する詔書はこのような狀況の中で出されたものである。この詔書が上の經濟不況に對處するための一方策として家族道德の宣揚をはかったのか否かは明らかでない。しかし結果として儒教倫理の導入、家族結合の強化こそが不況に對する捷徑であり最善の策として人々に受容されたものであることは閒違いない。算賦や口錢の錢納制下での貨幣經濟の沈滯・不況に對處するには、なるべく貨幣を使わず通貨を放出しない生活樣式を採ることであろう。個々の分散・獨立的な家々の支出よりも、幾つかの家の結合體の支出の方が相對的に少いことは自明であり、複數の小規模の家計の支出額の總和と一つの集合的共同的な家計の支出額とでは、同一口數に關する限り、前者が大きく後者の小さいことは說明するまでもないことである。貧家層をはじめとして、後漢時代に廣い階層に亙って同居共財の生活樣式が追求されたのはこのためである。しかし、前述のように、この經濟狀況の中でこのような消極的な對應ではなく、積極的な對應をするものもあった。主として大きな資產、就中土地を所有する者は兄弟・子孫を結合することによって家族內部で分業を行ない合理的經營をはかり、家族共同體內における消費の抑制によって得た餘剩物を市場に放出し、或いは季

節的な價格の變動を利用して計畫的・投機的に取引きすることによって、財貨を蓄積し、家族や宗族の將來に備えた。そして餘力のある者は鄉里の人々の厚生に當てたりもした。

このようにして武帝以後の貨幣經濟の沈滯、經濟不況が父・子・孫、兄弟の結合を促し、血のつながりを絆として結び合ったものがいわゆる後漢の同居家族・複合家族であり、更に外延に族的結合を強め、大きな社會的影響力・指導力を蓄えたものがいわゆる豪族である、といえよう。

ここまでくると議論は家族と鄉里社會との關係へと展開させなければならないが、しかしそれは小論の主題を越えた問題である。農業經營の問題とともに別の機會に讓らねばならない。

（昭和五五年九月二五日　發表於京都大學人文科學研究所「中國貴族制社會の研究」班、改稿、昭和五八年三月六日　報告於中國古代史研究會。）

註

（1）中國古代家族に關する研究史は守屋美都雄氏「漢代の家族――その學說史的展望――」（『中國古代の家族と國家』所收）に詳しいが、最近の佐竹靖彥氏「中國古代の家族と家族的社會秩序」（東京都立大學『人文學報』第一四一號）には簡潔で要領を得た敍述がある。

（2）鈴木榮太郎氏「日本人家族の世代的發展における周期的律動性について」（『鈴木榮太郎著作集Ⅲ（家族と民俗）』所收）。

（3）仁井田陞氏は昭和二〇年二月一日附『大學新聞』第一九號に「公式主義への反噬」と題して牧野巽氏の『支那家族研究』を紹介し、この書を絶讚される一方で、二つの注文をつけられた。その一つが「家族の成員や構成を成り立たしめている社會的條件にあまり觸れてはいず、その點もっとつっ込んだ解明がほしい（傍點＝筆者）」ということであった。牧野氏は論文「中國の古代家族は經濟的自給自足體に非ず」の附記で「經濟方面の論及がないのが缺點だと評された」と記されているが、牧野氏の記憶違いのようである。しかしそれはこの際、問題ではない。我々としては、記憶違いから古代貨幣經濟に關する二本の名論文が生れたことの方を喜ぶべきであろう。

（4）『社會科學評論』第五輯。

（5）一橋大學社會學部論文集『社會と文化の諸相』所收。

（6）京都大學人文科學研究所研究報告『戰國時代出土文物の研究』所收。

（7）『中國古代中世史研究』第九章第一部（原載『東方學』第

二三輯)。

(8) 『中國古代の家族と國家』家族篇第三章(原載『古代史講座』第六卷)。

(9) 「漢代に於ける家族の大きさ」(『支那家族研究』所收)。

(10) 「漢代の家族形態」(同上)。

(11) 『歷史評論』第三四四號。

(12) 前掲書七七頁。

(13) これと相似た生活は、『後漢書』卷三三、虞延傳の「(虞)延遂自殺、家至清貧、子孫不免寒餒」の條下に引く謝承『後漢書』の逸文に、「身沒之後、家貧空、子孫同衣而出、并日而食」(明帝・章帝期)とあり、貧しい同居家族ではこのようなことは日常的に行なわれていたのであろう。

(14) 「漢代家族の形態に關する考察」(『中國古代の家族と國家』所收)。

(15) 前記「戰國秦の家族と貨幣經濟」。

(16) 守屋美都雄氏「漢代家族の形態に關する考察」(前掲)三二二頁など。

(17) 趙翼『陔餘叢攷』卷三九、累世同居。

(18) 『東亞論叢』第五輯。

(19) 『中國古代の家族と國家』三二五頁。

(20) 『中國古代の家族と國家』家族篇第二章(原載『中國古代史研究』第一)三七五頁。

(21) 告緡令の施行の時期について、『漢書』武帝紀、『前漢紀』(卷二三)は元鼎三(前一一四)年、『資治通鑑』(卷二〇)は元狩六(前一一七)年とする。

(22) この場合、重要な意味をもつのが董仲舒のいわゆる限田策の提案である。この限田策の提案の時期について、宇都宮清吉氏は「史記貨殖列傳研究」(『漢代社會經濟史研究』所收、一八六頁)において、『漢書』食貨志上の敍述を據りどころに大司農の置かれた太初元(前一〇四)年の直後にかけておられるが、荀悅『前漢紀』卷一三は元狩四(前一一九)年にかけている。いま、かりに太初元年にこの上奏がなされたとするならば、その略ぼ一〇年前には告緡令が施行されて大規模な土地の沒收が行なわれているのであるから、その上に限田策を提案するのは董仲舒が世情に疎い儒者であったとしても、餘りに迂闊な議論ということになりかねない。私には、限田策を講じた上奏文とその前に置かれている「大司農」に言及した上奏文とは、時間的に前後し、倒置されているように思われてならない。この點については、例えば『漢書』董仲舒傳における三つの對策の中、對策第一と對策第二の順序の入れ替っていることを冨谷至氏「『儒敎の國敎化』と『儒學の官學化』」(『東洋史研究』第三七卷第四號)が指摘されているのが參考になろう。この限田策の場合も、班固の文學的な好みから前後倒置されたと考えられる。もし限田策の提案を元狩四年にかける荀悅をば正しいとするなら、限田論はその二年後に施行された告緡令の政策的な根據の一つになったと考えられ、大土地所有者彈壓の論據になったと見ることができる。

(23) 守屋美都雄氏「累世同居起源考」(『東亞經濟研究』第二六卷第三・四號)および「累世同居の起源と漢代禮制」(『日本諸學研究報告』第一七篇 歷史學)。

(24) 『後漢書』巻三三、鄭弘傳の注に引かれた謝承『後漢書』には、

其曾祖父本齊國臨淄人、官至蜀郡屬國都尉。武帝時徙強宗大姓、不得族居。將三子移居山陰、因遂家焉。

とある。

(25) このあたりの事情は『漢書』貨殖列傳を瞥見すれば一目瞭然である。

(26) 但し、武帝は五銖錢の發行に先立って、三銖錢（銅錢）とともにいわゆる白金三品（價値の大きな三種の銀貨）を發行し、これを銅錢と併用するつもりであったが、盜鑄が激増したため、遂に廢止した。またこの時期には金貨（金餅）も行なわれていて、白金・銅錢とともに併用されたが、價値が高すぎた（一斤＝一金餅＝一萬錢）ために民間で常用されることは少なく、むしろ寶藏の手段と化していた。しかしこれもやがて海外に流出して、五銖錢の不足を補うには至らなかった（勞榦氏「漢代黃金及銅錢的使用問題」〈『中央研究院歷史語言研究所集刊』四二本第三分〉）。

(27) 加藤繁氏「西漢前期の貨幣特に四銖錢に就いて」（『支那經濟史考證』上）。

(28) 牧野巽氏「中國古代貨幣經濟の衰退過程」（前掲）。

(29) 少し時代は降るが、『漢書』巻七二、貢禹傳には、

……今漢家鑄錢及諸鐵官皆置吏・卒・徒、攻山取銅鐵、一歲功十萬人已上。……鑿地數百丈、銷陰氣之精。地臧空虛、不能含氣出雲。

といい、元帝期には鑛山の採掘も地下數百丈まで掘り下げなければならなくなり、しかも鑛床は涸渇に近い狀態であったように見える。楊文衡氏「我國古代采鑛技術史（坑采）」（『中國古代史論叢』一九八二年第二輯）はこの時代の深さ百米以上にも達する銅の鑛井を紹介しているが、このような採掘狀態を見ると、當時の銅の生産供給が決して十分でなかったことが推測されよう。このことと關連して注意すべきは、『漢書』地理志上の蜀の嚴道の條に銅山或いは銅官の記載がないことである。嚴道の銅山はかつては文帝の倖臣鄧通に與えられて大量の銅を産出し、天下の銅錢の三分の一を鑄造したほどであった（『史記』巻一二五、佞幸列傳、鄧通）が、『漢書』地理志に記載がないのは、或いはこの頃、既に廢鑛になっていたのではないだろうか。『南齊書』巻三七、劉悛傳には、嚴道の鄧通の銅山を再開發したが、功費多く採算が合わないため中止したという記事があり、そのことを推測させる。

(30) 例えばインドシナ半島では考古學的調査の結果、屢ば五銖錢が發掘されるといわれる（東京大學藏版『考古圖編』第十輯 P.XXI）。このことは武帝の對外發展の結果、いわゆる周邊地域へも銅錢が流出したことを物語っているといえよう。

(31) 陳紹棣氏「試論王莽改幣」（『中國史研究』一九八三年二期）は武帝以後、五銖錢の重量が次第に減っている事實を擧げて前漢後半期の物價上昇の原因にしている。物價上昇に關しては管見と相容れないが、五銖錢の重量が漸減している事實は政府の貨幣不足に對する對應策と見ることもできよう。

(32) 『漢書』巻七、昭帝紀、元平元年春二月の條には、

詔曰、……耕桑者益衆、而百姓未能家給、朕甚愍焉。其減口

賦錢。有司奏請減什三。上許之。

とある。

(33)『漢書』巻八、宣帝五鳳三年三月の條には、詔して「……減天下口錢。」といい、

(34)『漢書』巻八、宣帝甘露二年春正月には詔して「……減民算三十。」とあり、

(35)『漢書』巻一〇、成帝紀、建始二年春正月の詔には、「減天下賦錢算四十。」といい、

(36)『漢書』巻八、宣帝紀、地節四年九月には、詔して、

朕惟百姓失職不贍、……鹽、民之食、而賈咸貴、衆庶重困。其減天下鹽賈。

とある。

(37) 元帝期には貢禹によって貨幣廢止論が提出され(『漢書』巻七二、貢禹傳)、哀帝期には上書によって古制の龜貝復活論が提出された(『漢書』巻八六、師丹傳)が、いずれも反對論にあって潰されている。

(38)『漢書』巻七〇、陳湯傳には、

……自元帝時、渭陵不復徙民起邑。成帝起初陵、數年後、……即上封事言、初陵、京師之地、最爲肥美、可立一縣。天下民不徙諸陵三十餘歲矣。關東富人益衆、多規良田、役使貧民、可徙初陵、以彊京師、衰弱諸侯。又使中家以下得均貧富。

とある。この記事は元帝以降に關するものであるが、昭帝以來、民と休息する政策が採られ大家への壓迫が弱まって、大家・豪族の成長し易い環境が生れたことは、一方では土地の兼併を再び進行させることにもなった。前漢末、哀帝の時、鮑宣が上った諫書には民が流亡する七つの原因が擧げられているが、その第四條には「豪強大姓、蠶食亡厭、四亡也」といい、大姓・豪族による土地兼併が指摘されている。

(39) 天野元之助氏「四民月令について」(關西大學『經濟論集』第一六巻四・五合併號)、楊聯陞氏「從四民月令所見到漢代家族的生產」(『食貨半月刊』第一巻第六期)、渡部武氏「『四民月令』に見える後漢時代の豪族の生活」(栗原朋信博士追悼記念『中國前近代史研究』所收)。

(40)『四民月令』(石聲漢校注本による)における賣買の記錄を拔萃すると、

二月、可糶粟黍大小豆麻麥子。收薪炭。
三月、可糶黍、買布。
四月、可糶麴及大麥弊絮。
五月、糶大小豆胡麻、糶麴大小麥、收弊絮及布帛。日至後、可糶麥豬。
六月、可糶大豆、糶穬小麥、收縑練。
七月、可糶小大豆、糶麥、收縑練。
八月、及韋履賤好、豫買以備隆冬栗烈之寒。
糶種麥、糶黍。
十月、賣縑帛弊絮、糶粟大小豆麻子、收秬樓。
十一月……買白犬養之以供祖禰。
糶秔稻粟米小大豆麻子。

となる。いうまでもなく現行本『四民月令』は輯本であるから、この中には遺佚もあるであろう。しかしそれは一先ず措いて、上の拔萃を見て注目されるのは、取引きに當って、先ず商

品を糶し、しかる後に糴れるというパターンをとっていることである。例外をどのように考えるかは暫く措くとして、このことは當時の豪族ができるだけ通貨を用いないで、或いは持ち出さないで、商取引きをしようとしていたことを物語る。

(41) 『禮記』曲禮上には、

父母存、不許友以死、不有私財。

とあり、同じく坊記には、

父母在、不敢有其身、不敢私其財。示民有上下也。

といい、大體同じ内容であるが、ここでは解り易い後者の方を擧げておく。

(42) 『儀禮』喪服には、

父子一體也。夫妻一體也。昆弟一體也。故父子首足也。夫妻胖合也。昆弟四體也。故昆弟之義無分。然而有分者、則辟子之私也。子不私其父、則不成爲子。故有東宮、有西宮、有南宮、有北宮。異居而同財、有餘則歸之宗、不足則資之宗。

とある。

(43) この三世同居を含めた三族制家族形態について、かつて宇都宮氏は「漢代における家と豪族」(前掲書四二五頁)において、この樊氏の生活樣式を取り上げ、「一方この時代さかんに行われた莊園的大土地所有の傾向が、この三世同居とか、父死後にも、兄弟たちが分居別財しない家族型を自然的に、要求していたとも考えられる」といわれ、守屋美都雄氏「漢代家族の形態に關する考察」(前掲書三三二頁)から「氏は漢代の農業生産の上に、家族勞働力を集結することが必要であったため、莊園保有者の家族は大きくなったと見ておられるのであろう。……さらに史實に當って考察すると、三世同居や父死後の兄弟同居は必ずしも莊園經營の必要のみから起っているとは見られない……。」と批判されていたことが想起される。

(44) 永田英正氏「居延漢簡の集成二——破城子(ム・ドルベルジン)出土の定期文書二完——」(『東方學報』第四七册)「卒家屬稟名籍」の項、および佐竹靖彦氏「中國古代の家族と家族的社會秩序」(前掲)。

(45) 「禮忠簡と徐宗簡について——平中氏の算賦申告書說の再檢討——」(『東洋史研究』第二八卷第二・三號)。

(46) 永田英正氏「居延漢簡の集成二——破城子(ム・ドルベルジン)出土の定期文書二完——」(前掲)「吏受奉名籍」の項。

(47) 宇都宮清吉氏「僮約研究」(『漢代社會經濟史研究』)三〇〇頁。

(48) 『舊唐書』卷一八八、孝友、劉君良附傳　張公藝。

(49) このような狀況については、武帝以前の農民の姿と昭帝・宣帝期のそれとを比較すれば明確になろう。例えば『漢書』景帝紀、後元三年春正月の詔には、

……閒歲或不登、意爲末者衆、農民寡也。其令郡國務勸農桑、益種樹、可得食衣物。

とある。この時代には農業に代りうる生業(末業)が比較的身近にあったから、農民たちは凶作等の苦難に遭った時には末業に憧れ走った。しかし武帝以後の時代には事情が違っていた。例えば昭帝紀、始元四年秋七月の詔には、

……比歲不登、民匱於食、流庸未盡還。……

といい、宣帝紀、本始四年春正月には詔して、

今歳不登、已遣使者振貸困乏。

といい、或いは地節三年冬十月には詔して、

池禦未御幸者、假與貧民、……流民還歸者、假公田、貸種食、且勿算事。

といい、凶作などの苦難に遭っても、流民となるか、坐して政府の救済を待つ農民の姿がある。このような凶作時における農民の姿の違いに二つの時代相を見ることができる。

and accordingly would pass these on to his people. On the other hand, the rites and laws of Qin were usually limited to the person of the ruler in the territories of the outer retainers.

The acceptance of Qin regulations by other tribes among the vassals was greatly enhanced by a twofold status system : there was the status of *zhen* 眞, i. e., guest, on the one hand, and the status of *xiazi* 夏子, native Qin man, on the other. All vassals, —allied states, and retainers —were defined as *zhen*. In order to become a *xiazi*, native Qin man, one had to be born by a native Qin mother. This regulation helped to accelerate the process of integration of other tribes into the Qin state.

## THE FAMILY ORGANIZATION AND ECONOMICAL CHANGES IN THE HAN PERIOD

INABA Ichiro

As regards the family organization in the Han period, there are two basic viewpoints of seeing it as a small family composed of lineral relatives versus seeing it as a complex, large family composed of collateral relatives. However, this polarization has arisen from a view of the Han period family structure as very static and inflexible.

Actually a great change took place in the family organization around the time of Emperor Wu of Han 漢武帝. Before his time a small family was dominant, later, however, a complex, large family was typical. This change, on one hand, was related to the prospering and decline of the monetary economy in this era, on the other hand, had something to do with a shift from Legalist regime to Confucian regime. When the monetary economy flourished, divergent trends towards smaller families could be observed. With the decline of the monetary economy a rationalization of life became necessary and a joint living situation was sought after.

From the latter half of the Western Han to the Eastern Han dynasty, there was moreover an increased impact of Confucian morality which was aimed at a complex family organization, where people lived together. Thus this type of family structure was then preferred by a wide range of social strata, who joined their lives and their property. Seen from a

perspective of the society as a whole, the number of complex, large families was still smaller than the number of small families. Nevertheless the increased occurrence of large families must be regarded as a special characteristic of this era.

## POPULATION STATISTICS OF THE FORMER HAN DYNASTY

SATO Taketoshi

It is generally assumed that the Former Han dynasty gradually declined after the reign of Emperor Wu 武帝. In this article, however, I would like to examine this assumption anew from the point of view of the history of population and economy. The presentation includes the following three points.

1. Upon analyzing the nature and reliability of the population statistics contained in the "Section on Geography" (dilizhi) 地理志 of the Hanshu, 漢書, I found that they were entirely obtained by the state and did not include the slaves. Yet in comparison with statistics of other periods they are relatively reliable. The sum total of the whole country as given by Ban Gu 班固 differs from the total as calculated from the numbers of all the districts. One seems to be based on an inquiry done under Emperor Ai 哀帝, the other on one under Emperor Ping 平帝.

2. Following the movements in population during the Former Han one observes that there was a marked decrease in the last year of Emperor Wu, whereas after this the population gradually increased again, reaching a peak under Emperor Ai.

3. As regards the distribution of the population towards the end of the Former Han, it is notably concentrated between the middle course of the Yellow River 黄河 and the Huai River 淮水. This appears to be related to the particularly high development of waterways in this area.